宇土市ウォーターＰＰＰ 導入可能性調査業務委託

公募型プロポーザル実施要領

宇土市上下水道課

令和７年４月

１ 業務の目的

宇土市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託（以下「本業務」という。）は、本市の水道事業、公共下水道事業及び漁業集落排水事業において、持続可能な経営を確保する一手法として、管理と更新を一体的にマネジメントするウォーターＰＰＰの導入に関する可能性について詳細に検討することを目的とする。

なお、本業務は、令和６年度国土交通省発注業務である「下水道分野におけるウォーターＰＰＰ等の案件形成に向けた方策検討業務」の成果を参考して進めること。

２ 概要

（１）件名

宇土市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託

（２）業務内容

別紙「宇土市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

（３）業務期間

契約締結日から令和８年３月１８日まで

（４）提案上限額

３８，７２０，０００ 円（消費税及び地方消費税の額を含む）

ただし、この金額は予定価格を示すものではない。

３ 選定方式

（１）公募型プロポーザル方式

（２）宇土市委託業務等発注プロポーザル方式実施要綱による。

（３）公募型プロポーザル方式を採用する理由

本業務は、水道事業及び下水道事業におけるウォーターＰＰＰの導入可能性を検討するものである。その対象となる業務は施設の運転管理、設計、施工、更新及び維持管理と多岐にわたるものである。また、１０年間の長期契約を見据えたものとなる事から、検討業務を行う者には、事業全体に対する豊富な知識、経験及び優れた業務遂行能力が求められる。

よって、入札方式のような金額による選定ではなく、本業務に対する的確な提案等が可能であり、実行力を有する事業者を公募し、評価することにより最も適した業者選定が可能となる公募型プロポーザル方式を採用する。

４ 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとする。なお、都合によりスケジュールが変更となる場合がある。

項　　目	日　　程
公募開始及び参加申込受付開始 （宇土市ホームページ公表）	令和７年　４月１４日（月）
質問の受付期間	令和７年　４月１４日（月）～ 令和７年　４月２５日（金） 午後４時まで
質疑回答期限	令和７年　５月　２日（金）
参加申込締切	令和７年　５月　９日（金） 午後４時まで
参加資格確認通知	令和７年　５月１６日（金）
企画提案書の提出締切	令和７年　５月２３日（金） 午後４時まで
本審査（プレゼンテーション）	令和７年　６月　９日（月）
審査結果の通知・公表	令和７年　６月中旬予定

５ 参加資格

本プロポーザルに参加する提案者（複数団体による連合体（以下「共同事業体」という。）又は単体法人とする。共同事業体の構成員を含む。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

（１）参加申出書等の提出の際において、宇土市における当該業務に係る競争入札参加資格を有し、宇土市工事請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成１６年訓令第６号）の規定による指名停止措置を受けている期間でないこと。

（２）地方自治法施行令(昭和２２年政令第１６号)第１６７条の４の規定に該当しないこと。

（３）会社更生法(平成１４年法律第１５４号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定を受けた者を除く。

（４）民事再生法(平成１１年法律第２２５号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定を受けた者を除く。

（５）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成１１年法律第１４７号)に基づく処分を受けている、又は過去に受けたことがある団体等でないこと。

（６）宇土市暴力団排除条例（平成２３年条例第３６号）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第３号に規定する暴力団員等、同条第４号に規定する暴力団密接関係者ではないこと。

（７）国税、都道府県税及び市町村税等を滞納していない者であること。
（８）国土交通省の建設コンサルタント登録において、登録部門「上水道及び工業用水道」及び「下水道」の登録を受けている者であること。
（９）令和２年４月１日以降に、国又は地方公共団体が発注する上下水道事業若しくは水道事業又は下水道事業のいずれかを対象とした官民連携事業に関する導入可能性調査業務（以下「同種業務」という。）を元請として完了した実績を有する者であること。
（１０）本業務実施にあたり、以下に掲げる技術者を配置できる者であること。なお、配置する各技術者は兼務できない。また、応募者と直接的な雇用関係にある者であること。

① 管理技術者

技術士(総合技術監理部門－上下水道－上水道及び工業用水道)、又は技術士(総合技術監理部門－上下水道－下水道)の資格を有する者であること。

同種業務実績を有する者であること。

② 照査技術者

技術士(上下水道部門－上水道及び工業用水道)、又は技術士(上下水道部門－下水道)の資格を有する者であること。ただし、管理技術者とは異なる専門であること。

同種業務実績を有する者であること。

③ 担当技術者(水道)

④ 担当技術者(下水道)

６ 質問及び回答

本件に関する質問及び回答は、次のとおりとする。

（１）質問の方法

質問書(様式第６号)に記入し、件名を「宇土市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託質問書【事業者名】」とし、ＰＤＦ化した電子データを電子メールに添付して提出すること。なお、電子メール以外の質問は受け付けないものとする。

（２）受付期間

令和７年４月２５日(金)　午後４時まで（必着）

（３）質問に対する回答

令和７年５月２日(金)までに質問要旨及び回答を宇土市ホームページに掲載する。なお、質問に対する回答は、実施要領を補足・修正するものとして取り扱う。

７ 提案書作成にあたっての留意事項

（１）事前説明会は行わない。また、提案者は企画提案書の提出をもって、実施要領、仕様書、評価基準等の記載内容を熟読し、精査したうえで提案を行ったものとみなし、市の提示した条件等を承諾したものとみなす。

（２）本提案に係る費用は提案者の負担とする。辞退する場合は、辞退届（様式第９号）を提出する。

（３）提案に関して使用する言語は、日本語とし、通貨単位は円とする。

（４）提出された書類について変更はできないものとする。ただし、市が指示した場合はこの限りではない。

（５）提出された書類は、採用、不採用にかかわらず返還しない。ただし、このプロポーザルにかかる審査以外の目的には無断で使用しない。

（６）企画提案書等に著作権、肖像権を有する画像、地図等を使用する場合は、提案者の責において許諾を得た上で掲載すること。

（７）提出された企画提案書等は、宇土市情報公開条例（平成１５年宇土市条例第１号）に基づく情報公開請求の対象となる場合がある。

（８）本審査は、提案書及びプレゼンテーションを通じて行う。提出書類は、当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

（９）資格審査及び本審査の結果は、個別に通知する。

８　参加申出書等の提出

（１）提出期限　令和７年５月９日（金）　午後４時まで

（２）提出書類

提出書類		内　容	様　式
１	公募型プロポーザル参加申出書		様式第１号
２	法人概要書		様式第２号
３	業務実績確認書		様式第３号
４	財務関係書類	貸借対照表、損益計算書（直近２年分）	任意
５	税金の滞納がないことの証明書	国税（法人税・消費税及び地方消費税）税務署発行の「納税証明書その３の３」 市税・県税等（法人住民税、固定資産税等）発行日から３か月以内のもの	写しで可
６	商業登記事項証明書	発行日から３か月以内のもの	写しで可

7	配置予定技術者一覧表		様式第４号
8	配置予定技術者の資格証明書類		写しで可

（３）提出方法　郵送又は持参　※令和７年５月９日（金）必着

※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

（４）提 出 先　宇土市上下水道課管理建設係

〒８６９－０４９２　熊本県宇土市浦田町５１番地

９ 提案者の決定及び通知

参加資格確認結果通知書（様式第５号）により、令和７年５月１６日（金）までに全員に通知する。資格が認められた者は指定期日までに企画提案書を提出すること。

１０ 参加辞退

参加申出書を提出後の、本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、次のとおり辞退届を提出すること。

（１） 提出書類　辞退届（様式第９号）

（２） 提出期限　令和７年５月２３日（金） 午後４時まで

（３） 提出方法　郵送又は持参　※令和７年５月２３日（金）必着

（４） 提 出 先　宇土市上下水道課管理建設係

１１ 企画提案書の提出

企画提案書は次により作成の上、提出するものとする。なお、提案は１者につき１案とし、提出後の追加、差替え及び再提出は認めない。

（１）提出期限

令和７年５月２３日(金)午後４時まで

（２）企画提案書の構成

企画提案書は、次の順に構成すること。なお、様式は任意とするが、別紙「企画提案書参考様式」を参考にし、作成すること。また、提案見積書については、様式第８号により提出すること。

① 企画提案書（表紙）（様式第７号）

② 業務体制に関すること

・業務受託実績

・配置技術者の技術力

③ 業務委託に関すること

・業務実施方針

・工程計画

④ 特定テーマに対する企画提案

・特定テーマは「（６）特定テーマについて」に定める。

⑤ 提案見積書（様式第８号）

（３） 提出方法　郵送又は持参　※令和７年５月２３日（金）必着

※郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法とすること。

（４）提出部数　正本１部、副本５部（カラーコピー可）

（５）提出先　宇土市上下水道課管理建設係

〒８６９－０４９２　熊本県宇土市浦田町５１番地

（６）特定テーマについて

特定テーマは、次の２点とする。なお、記述内容については、本市の上下水道における事業特性を十分に踏まえた内容とすること。

① 本市上下水道事業の特性を踏まえ、水道事業と下水道事業連携のスキーム検討における具体的な取組み方・留意点・提案事項

② マーケットサウンディング及びＶＦＭ算定にあたっての具体的な取組み方・留意点・提案事項

（７）注意事項

①企画提案書はＡ４ヨコ版、１５ページ以内で作成すること。なお、使用する文字の大きさは１２ポイント以上とすること。

②記載内容については、文書又は図等で簡潔、明瞭に表現すること。

③特定テーマへの企画提案の際、仕様書に記載のない事項であっても、提案者の判断で必要と思われる事項があれば、積極的に記載すること。ただし、提案見積書には当該追加業務に関する内容も含むものとする。

④企画提案書の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として事業者が提示し、契約するものであることに留意すること。

⑤提案見積書は、本業務に要する経費について、仕様書による各業務及び提案内容に基づき、適正に積算し、内訳を示すこと。また、提案価格書等を提出する際は封筒に入れ、次の例のとおり封緘封印し提出すること。

提案見積書等用封筒（表）

提案価格書等在中
宇土市長　様
件名
宇土市ウォーターＰＰＰ
導入可能性調査業務委託
商号 AAAA
一代表者名ーロロロロ

提案見積書等用封筒（裏）

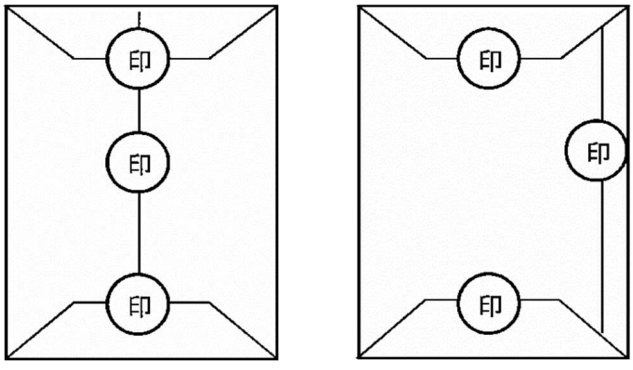

※縦書き、横書きどちらでも可とする。

※印は、使用印鑑届印と同じものを使用し、封筒の継ぎ目３カ所へ押印すること。

１２ プレゼンテーション

評価委委員に対する提案説明及び同評価委員から質疑応答のためのプレゼンテーションを行う。なお、プレゼンテーションは企画提案書の受付順に実施する。

（１）開催日

令和７年６月９日(月)午後（予定）

（２）場所

提案者に別途通知する。（宇土市役所庁舎内会議室での開催を予定する）

（３）提案方法

１者につき４０分程度(準備５分、説明２０分、質疑１０分、片付け５分)とする。

（４）出席者

① １者につき最大４名まで

② 説明者は、原則として配置予定技術者等の中から選任すること。

（５）留意事項

① 説明は、提出した企画提案書に基づいた説明を行うものとし、追加提案や追加資料の配付は認めない。

② パソコン・プロジェクター等による説明は許可する。プロジェクター、電源、スクリーン、マイク、ＨＤＭＩケーブル、ＶＧＡケーブルは本市で用意する。

③ 説明は提案者ごとに個別で行い、非公開とする。

④ 詳細の日時については別途提案者に通知する。

１３ 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書が次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

（１）企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

（２）プレゼンテーションを無断で欠席したもの

（３）虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの

１４ 審査方法及び結果通知

（１）審査方法審査の方法及び審査基準等は次のとおりとする。

① 受託候補者選考にあたっては、宇土市ウォーターＰＰＰ導入可能性調査業務委託業者評価委員会(以下「評価委員会」という。)が、「公募型プロポーザル業者選定基準」に基づき、提案内容を公平かつ客観的に評価し、提案価格と併せ最優秀提案者を選定する。

② 評価委員は、提案者の提案内容（企画提案書、提出書類の内容及びプレゼンテーション）について審査を行うこととし、審査基準等（別表１）に基づき評価項目及び評価基準により審査する。

③評価点は満点を１００点とし、評価項目の点数の合計点を評価委員ごとに算出する。

④ ③で算出した結果の評価委員の平均点を提案者の評価点として順位付けを行う。

⑤ ④の評価点の６０点（６割）を評価最低点数とし、これを満たさない場合は、選定しないものとする。

⑥ 提案者が１者のみの場合でも、⑤に示す最低評価点数以上であれば受託候補者として選定する。

⑦ 最終的な評価結果が同点となる業者が複数あった場合は、価格の低い者を選定する。また、価格が同額であった場合には、くじにて選定する。くじについての辞退はできないものとする。

（２）審査結果

① 審査の結果は、決定後に結果通知書（様式第１０号）により通知する。

② 審査結果に対する異議申し立ては認めない。

１５ 契約の締結

（１）本市は、受託候補者と、提出された企画提案書を基に具体的な条件等の合意に向けた協議を行う。なお、受託候補者との協議が整わない場合や、受託候補者が失格事項に該当した場合は、本市は受託候補者との交渉を打ち切り、次点受託候補者と交渉するものとする。

（２）本市は、受託候補者又は次点受託候補者と協議が整った場合に、予定価格の範囲内で、地方自治法施行令第１６７の２第１項第２号の規定に基づく随意契約により、本業務の委託契約を締結する。

１６ その他

本要項に定めのない事項については、本市及び評価委員会が協議の上決定する。